

下辺見小PTAの手引

1. PTAとは？

«PTAとは何ですか？»

PTAとは、保護者と教職員とが、子どもたちの健やかな成長と幸せのために、共に話し合い、学び合って活動するところです。

下辺見小PTAの会員は、下辺見小に通うすべての子どもの保護者と、下辺見小に在籍するすべての教職員です。（一世帯一会員）

*会則第3条（目的）この会は保護者と教職員が協力して、学校と家庭と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

«PTAはどんな活動をするのですか？»

- ① 子どもたちの学校・地域・家庭の中での生活（教育環境）が、より豊かなものになるための活動をします。
- ② そのために必要な研修・学習・啓発を行います。
- ③ 学校の教育環境の整備・拡充に協力します。
- ④ その他、PTAの目的である子どもたちの幸福な成長のために、何が必要か皆で考え合って活動します。

さらに、下辺見小PTAと同じ願いを持つ他の団体や機関と協力していくことも大切です。

2. 委員や役員の参加負担について

下記見小PTA活動では、保護者会員の参加のあり方について、平成14年度の臨時総会で「参加負担義務の平等化」が決議されました。その趣旨にご理解いただき、PTA活動にご協力をお願い致します。

一 参加負担義務の平等化 一

保護者は、児童1人当たり1ポイントの参加義務を有する。

一 参加ポイント 一

1年間の委員、又は役員への参加をもって1ポイントとする。

ただし、1年間の委員活動において一度も出席しなかった場合、ポイントは得られない。

一 自主的参加 一

参加負担ポイントは、自主参加を制限しない。ただし、余剰分はポイント対象としない。

一 欠員の対応 一

やむを得ず任期途中で交代した場合、後任者がその年のポイントを得る。

欠員が生じた場合、各委員会の判断で後任者の補充をするかどうかを決定する。

後任者は、その学年で未だ委員を経験していない者の中から立候補または抽選にて選出し、企画委員は選出のサポートを行う。

一 兼任事項 一

同世帯において同年度に、委員や役員を兼任する事はできない。

ただし、会計監査委員（一部制限あり）と地区委員を除く。

一 複数年の参加負担義務のある委員や役員の取り扱い 一

複数年の参加義務のある委員や役員は、その余剰ポイント分を対象児童の兄弟姉妹分とする事ができる。この時、兄弟姉妹の入学の有無は問わない。

◎ 複数年の参加義務のある委員や役員

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 役員 | ・・・・・ 2年 (内、会長1年・副会長1年) |
| (2) 企画役員 | ・・・・・ 2年 |
| (3) 子育てネットワーク委員 | ・・・・・ 1年 |

一 会計監査委員 一

会計監査委員は、ポイントの対象としない。

同世帯において同年度に、役員・企画役員・各種委員会の正副委員長は兼任できない。

一 地区委員 一

地区委員は、ポイントの対象としない。

同世帯において同時期に他の委員又は役員との兼任を極力避けなければならない。

☆役員及び委員のポイントについて☆

役 員	選 出 方 法	基数	ポ イ ト
会長（副会長→会長）	選考委員会による選出後、総会承認	2年	4
副会長	PTA 会長による委嘱	2年	3
会計監査委員	PTA 会長による委嘱後、総会承認	3年	0
書記 会計	PTA 会長が委嘱	2年	3
顧問	前会長または元本部役員	1年	0
委 員			
学年委員	各学年よりクラス数×1名選出	1年	1
広報委員			
厚生体育委員			
生活委員			
地区委員	各地区より選出	1年	0
子育てネットワーク委員	各委員会の前委員長より 1 名選出 他各委員会の前委員より 1 名選出	1年	1
家庭教育学級委員	各学年より 1 名選出	1年	1

※学年委員長は子育てネットワーク委員を兼任し、翌年子育てネットワーク委員を専任する。

3. PTAの組織について

«PTA 総会は何をするところですか?»

PTA総会（以下：総会）は、PTAの中で最も決める力を持っています。PTAの活動や会計などについて話し合って決める会議であり、規約の改正を行う時も総会で話し合い、会員の承認が必要となります。

総会の開催は、会員が集まって決議する形式と書面評決での形式があります。原則として、PTAの活動や運営について決めていくのは会員であり、総会には積極的に出席し、自分の質問・意見・要望などを発言しましょう。そして、出された意見に対しては、その場に参加している人皆で活発な話し合いの場になるのが理想です。議長（PTA会長）は、出席者が発言しやすいような雰囲気作りに努めましょう。そして質問や意見は、たった一人の会員から出されたものでも尊重して、総会の場で十分に検討するように議事を運営します。会員全員が出席してよかったです、意見してよかったですと思えるような総会にしていきましょう。

総会は、年1回以上、1回目は年度始めに開かれ、その年の活動計画や予算が話し合いの中心になります。他に、必要に応じて臨時総会が開かれることもあります。

«PTA 運営委員会とは何ですか?»

PTA運営委員会（以下：運営委員会）は、全学年委員と、広報、厚生体育、生活、家庭教育学級の正・副委員長、子育てネットワーク委員、本部役員、及び学校長が出席して話し合う場です。総会で決まった活動計画や予算にしたい、一年間の活動・運営について各委員会の意見をまとめながら、話し合いを進め、それを形あるものにしていきます。

運営委員会は年数回開かれ、そこで提案されたことは各委員会に持ち帰って話し合われます。各委員会の話し合いの結果は、運営委員会に報告され、その場でまた話し合われます。運営委員会は、常に会員は何を望んでいるのか、どんなことを考えているのかを幅広くキャッチして、大切な会員の声に答える形で話し合いを進めていくことが大切です。

年度始めの運営委員会では、活動計画や予算についてが話し合いの中心になります。年度末の運営委員会では、一年間の活動報告について話し合い反省し、次の年にいかせるように検討するとともに、選考委員会より選出された次の年の新しい本部役員の候補者が報告されます。

運営委員会は総会の次に決める力(決定権)を持っているところです。

4. どんな委員会がありますか？

《学級委員》

PTA活動の基礎は学級にあります。各クラスでは、学級委員（学年委員、広報委員、厚生体育委員、生活委員、家庭教育学級委員）を選びます。この学級委員と担任の先生とで、学級委員会を構成します。学級長は学年委員も兼ね、必要に応じて学級委員会を開きます。

学級委員会では、クラスの会員の意見をもとに、学級懇談会を開いたり、さまざまな学級活動を企画します。一番大切な仕事は、クラスのPTA会員がどんな悩みを持っているか、どんな要求を持っているかを把握し、保護者と先生とのコミュニケーションの中で話し合い、解決するために努力することです。これは学級長だけでなく、学級委員全員の役割です。

《学年委員会》

学年委員会は、各学年から選ばれた学年委員で構成されます。そして、互選で正副委員長を選び、委員長は必要に応じて委員会を開きます。

学年委員会の役割は、各クラスから出された会員の意見などを話し合ったり、必要に応じてPTA全体の問題として検討します。具体的には、学年懇談会や学年行事を行ったり、学年ごとの学習会・PTA全体の学習会なども企画することができます。

子どもたちの幸せな成長のためには、子どもたちが今どんな環境で暮らしたらよいのか、どんな気持ちで暮らしたらよいのか、子どもたちが伸びやかに成長するためには、どんな学校・地域・家庭であったらよいのかを検討し、それらを学ぶ学習会や講演会を企画します。

もうひとつの大きな仕事は、各学年から出された会員の意見をクラス会員と運営委員会を結ぶ大事なパイプ役として、運営委員会で報告することです。逆に、運営委員会で話し合われたことも、懇談会などを通してクラスの会員に伝えることも大切です。学級PTAだよりを発行してもよいと思います。

★主な活動

- ・学校保健委員
- ・学年、学級懇談会への協力（授業参観時）
- ・PTA研修視察の企画及び開催
- ・読み聞かせの運営（1年生～3年生の学級対象児童）
- ・奉仕作業への協力

«広報委員会»

広報委員会は、各学年から選ばれた広報委員と、担当教職員とで構成されます。そして、互選で正副委員長を選び、委員長は必要に応じて委員会を開きます。

広報委員会は、PTAの広報に関する活動を行います。

主な仕事は、PTA広報紙の発行です。広報紙はPTA活動を会員に知らせたり、会員同士の意見交換の場や、交流の場として大切な役割を担っています。

PTA行事の報告、各委員会活動の報告や、会員が抱えている問題をテーマにしたり、あるいは地域・学校・家庭で抱えているさまざまな問題に焦点を当てることもあります。保護者と教職員が力を合わせて、子どもの幸せを願うために活動するというPTAの目的に沿った視点であれば、どんなテーマでも特集記事を組むことができます。

また、広報委員会の中で、その時代を反映したいいろいろな問題提起もしていきましょう。

★主な活動

- ・下辺見小広報誌「わかば」年間数回発行
- ・学校保健委員（2名）
- ・奉仕作業への協力

«厚生体育委員会»

厚生体育委員会は、各学年から選ばれた厚生体育委員と担当教職員とで構成されます。そして、互選で正副委員長を選び、委員長は必要に応じて委員会を開きます。

厚生体育委員会の主な仕事は、PTA会員の親睦と体力向上を図るために会員のスポーツ・レクリエーションの開催や、学校給食の効率化、教育環境の整備など、環境面で子どもたちをサポートしていくことです。

★主な活動

- ・運動会の準備および協力
- ・運動会種目決め及び募集
- ・学校保健委員（2名）
- ・奉仕作業への協力

«生活委員会»

生活委員会は、各学年から選ばれた生活委員と担当教職員とで構成されます。そして、互選で正副委員長を選び、委員長は必要に応じて委員会を開きます。

生活委員会の主な仕事は、児童の校外生活の指導や歩き方教室、自転車教室への協力です。昨今は子どもたちを狙った犯罪も多発しており、防犯対策も非常に重要な課題です。子どもたちが健やかに成長するために必要だと思うことを、PTA会員みんなで考え合い、学び合う場を作っていくことが生活委員会の大きな役割です。

★主な活動

- ・児童の校外生活の掌握と指導（夏休み、冬休みパトロール）
- ・わかたけ隊への参加（後述）
- ・学校保健委員（2名）
- ・交通安全指導への協力
- ・ベルマーク運動等の促進
- ・奉仕作業への協力

《家庭教育学級委員会》

家庭教育学級委員会は、各学年から選ばれた家庭教育学級委員と担当教職員とで構成されます。そして、互選で正副委員長を選び、委員長は必要に応じて委員会を開きます。

家庭教育学級委員会の主な仕事は、家庭教育学級の推進、企画、実施です。PTA会員同士の交流の場や意見交換の場、また、親子レクレーションなど会員や子どもたちが楽しめる場を企画、実施する大切な役割を担っています。

★主な活動

- ・家庭教育学級の推進
- ・自学年の家庭教育学級の企画及び実施
- ・他学年の家庭教育学級実施時の協力
- ・各種講演会への参加
- ・奉仕作業への協力

《子育てネットワーク委員》

子育てネットワーク委員とは、通称「子ネット」といい、全学年から選ばれた2名の委員と担当教職員で構成されます。

子ネットの主な役割は、子ネットの委員会や様々な講演会（家庭教育学級、人権等）に出席し運営委員会で報告することです。そして「子どもたちの命と未来を守るために」に子育てネットワークによる情報と情熱ネットワークで、『茨P連⇒地区P連⇒市町村P連⇒単位PTA⇒家庭』をつないで行くこと

が大きな役割です。知っている顔から知っている顔へ、大切な情報を伝えていきましょう。

★主な活動

- ・古河市子育てネットワーク委員会に出席
- ・各種講演会への参加

«地区委員会»

地区委員会は、各地区から代表として選ばれた地区委員で構成されます。地区委員は、地区的活動の母体となり、常時本部と連絡を取り合い、本部より委嘱された仕事を行います。通学班の編成や立哨当番の割り振りなど、地区におけるさまざまな問題を、学校やPTA、地域の方たちと話し合うときの中心になります。教頭先生が学校の担当となり、子どもたちの安全を守るために、地区ごとに地域の方とともに安全マップを点検し、更新していくことも大きな役割です。

★主な活動

- ・交通安全指導への協力や立哨当番の割り振り
- ・登校班、集合場所、登校経路、立哨場所の検討
※地区の新入生へ、通学班の連絡
- ・「わかば」等の回覧
- ・奉仕作業への協力（回収場所の責任者として）

«父親の会»

お父さん方のPTA活動への積極的な参加・協力により時代に対応したPTA活動を行うため、多くのお父さん方に参加を呼びかけています。お父さん方相互の親睦を深め合うことも目的のひとつとして活動しています。

★主な活動

- ・資源ごみ回収の実施
- ・奉仕作業の協力
- ・運動会の協力

«わかたけ隊»

下辺見小、PTA、地域の皆さんの協力をいただき、子どもを犯罪から守り子どもにとって安全・安心な地域をつくることを目的に平成18年3月10日に結成されました。

★主な活動

- ・散歩、買い物等で外出する際のあいさつ運動
- ・登下校の時間帯で場所を指定せず、パトロール活動
- ・不審者への直接の関わりはせず、学校や関係機関との連携対応
- ・年1回総会を開き、安全対策等についての情報交換
- ・年1~2回、安全対策について連絡協議会の開催

«古河市PTA連絡協議会»

古河市の各校のPTAが相互に連絡連携をとっています。本校のPTAの役員も連絡協議会に参加しています。

構成

単位PTA会長	1 地区
副会長	3 地区
事務局担当者	
校長	1 地区
P連子育てネットワーク委員長・副委員長	

5. 役員について

《役員と委員とは違うのですか？》

役員は、選考委員会が会員の立候補や推薦をもとに選出し、総会の承認を経て決まります。役員はPTA全般に関わる仕事をします。

委員とは、各学年から選ばれた学年委員、広報委員、厚生体育委員、生活委員、家庭教育学級委員、子育てネットワーク委員、地区委員があります。クラスのことや学年のこと、各委員会における専門委員会の活動をします。

《役員の構成はどうなっていますか？》

役員の構成は・・・	会長	保護者1名	+ 教職員1名
	副会長	保護者若干名	
	書記	保護者2名	+ 教職員1名
	会計	保護者2名	+ 教職員1名
	会計監査	保護者3名	
	顧問	保護者1名	

《役員の任期》

役員の任期は、会長・副会長は数年、書記・会計は2年、会計監査は3年となっています。顧問は前会長が就くものとし、任期を定めず、再任も妨げません。

《役員はどんな仕事をするのですか？》

役員は総会で決められたことに基づいて、PTAの活動がスムーズに行われるように事務的な仕事をします。

会長 会長はPTAの代表です。具体的な仕事として・・・

- 総会や運営委員会の開催
- 運営委員会や会員に提案・提出する資料の確認
- 会員に配る手紙・資料などの確認
- PTAの会計収支の確認
- PTAを代表して、学校行事や対外的な行事に出席

副会長 会長の仕事を補佐します。会長が不在の時は会長の代理を務めます。

- 運営委員会・役員会の司会進行
- 運営委員会や会員に提案・提出する資料などの確認
- 会長と共に、又は代理として、学校行事や対外的な行事に出席

書記

- 議事録の作成、および保管（総会、運営委員会、役員会ほか）
- 会員に配る手紙・資料などの作成、および保管
- 会長の指示に従い会の庶務を行う

会計

- PTAのすべての収入・支出の記録、管理
- 予算書・決算書の作成
- 年度末に会計監査を受ける

会計監査

- 年度末に会計監査を行う
- 総会での会計監査報告

- PTAに関わるお金の出し入れが適正に行われているか、会計
伝票・帳簿・預金通帳・領収書などを確認する

顧問

- 会長・副会長の補佐

6. 会計について

会計には、一般会計と特別会計があります。

一般会計は、予算化してPTA活動の目的を達するために使われるものです。例えば、PTAの専門委員会の活動に使ったり、子どもたちの活動を支援する児童活動費などに使ったりします。

特別会計は、一般会計で予算化されないが「子どもたちのために」ということで、今必要とされる物を購入したりします。

また、創立記念事業など支出の多いものに対しても使われます。特に予算化しているものではありません。

7. 最後に…

冒頭にありますように、PTAは保護者と教職員とが子どもたちの健やかな成長と幸せのために、共に話し合い、学び合って活動するところです。今、子どもたちをとりまく環境はとても厳しいものがあります。学校も地域も、家庭もさまざまな問題を抱えています。一人で悩んでいても解決しないことがたくさんありますが、いろいろな知恵を出し合い、解決できることもあります。さまざまな人たちと力を合わせて何かを成し遂げるということは、とてもすばらしいことだと実感できるのも、PTAのよいところです。

近年、誰もが忙しく、貴重な時間をさくことは大変です。それでも少しの時間を出し合い、協力してPTA活動をしていきましょう。子どもが学校に入学した時点から委員・役員は、避けては通れません。ぜひ積極的に引き受けていただき、学校の行事やPTA活動を前向きに参加していきましょう。